

平成13年5月25日

各位

住友信託銀行株式会社

ストックオプション導入のための自己株式取得に関するお知らせ

(商法第210条の2に基づく取締役又は使用人に譲渡するための自己株式の取得)

当社は、平成13年5月25日開催の取締役会において、自己株式取得方式によるストックオプション制度を導入し、商法第210条の2の規定に基づいて取締役又は使用人に譲渡するために自己株式を取得することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. スtockオプション制度を導入する理由

当社取締役及び使用人の意欲や士気を高め、当社業績の向上に資するため

2. スtockオプション制度の概要

(1) 自己株式の譲渡(ストックオプションの付与)対象者

次のいずれかに該当し、取締役については第130期定時株主総会終結の時に在任する者、その他の者については同総会終結の日の在職者とする。

当社取締役または当社執行役員で付与対象者名簿に記載の者

理事、参事2級、参事1級、副参事または主査の資格を有する当社職員のうち付与対象者名簿に記載の者

付与対象者は合計374名を予定しております。

(2) 譲渡すべき株式の種類

当社額面普通株式

(3) 譲渡すべき株式数

取締役、執行役員については合計1,500千株以内、1人あたり20千株以上140千株以内

理事、参事2級、参事1級、副参事、主査については合計1,500千株以内、1人あたり1千株以上10千株以内

(4) 株式の譲渡価額

権利付与日の前月東証終値平均×1.05(権利付与日の終値を下限)

(5) 権利行使期間

平成15年7月1日～平成17年6月30日

(6) 権利行使の条件

権利付与契約に定める。

3. 自己株式取得の概要

(1) 取得する株式の種類 当社額面普通株式

(2) 取得する株式の総数 3,000,000株以内

(3) 株式の取得価額の総額 4,100百万円以内

(注)上記の内容については、平成13年6月28日開催予定の第130期定時株主総会において、決議・承認されることを条件といたします。

以上

(本件に関するお問い合わせ先 広報室 兵頭・橋本(憲) TEL 03-3286-8146)